

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 Q & A

No.	分類	質問内容	回答
1	給付対象	慰労金について、6月22日以降に勤務を開始した職員は他の支給要件に関わらず支給対象とならないのか。	お見込みのとおりです。
2	給付対象	年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入できるか。	算入できません。
3	給付対象	慰労金について、管理者、事務職であっても感染者に「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」であれば交付可能か。	お見込みのとおりです。
4	給付対象	慰労金について、日常的には施設利用者とは接することが少ない事務職員の場合、一度でも利用者と接したことがあれば対象となりますか。また、どの職種までが対象なのでしょう。調理員や清掃員等でも利用者と接する可能性があれば対象となるのか。(接した職員だけが対象か。)	対象期間に1日でも利用者と接した職員は対象となります。また、職種に限定はありません。なお、明らかに接することのない職員は対象外です。
5	給付対象	慰労金について、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、事務職員や栄養職員、清掃職員(業務委託受託者)も対象となるのか。	利用者と接していることが要件となりますが、対象となります。
6	給付対象	慰労金について、職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのか。	含まれます。
7	給付対象	レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者で利用者と接触しない者は対象となりますか。	対象となりません。
8	給付対象	慰労金について、ボランティアも対象となるか。	実施要綱のとおり、要件に該当した職員、派遣労働者、業務委託受託者において対象となります。ボランティアについては対象となりません。
9	給付対象	慰労金について居宅介護事業所等の事務員等は対象に含まれるか。	居宅介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。
10	給付対象	慰労金について、「派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。」とありますが、施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等については対象外と考えてよろしいか。	お見込みのとおり、施設・事業所等と直接契約関係のない業者は対象となりません。
11	給付対象	慰労金額の判断について ①対象職員については、支給額の判断も6月30日までに感染した利用者等と接した職員であるかどうかで判断するのか。 7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となるのか。 ②同一施設で、感染した利用者等と接した職員と接しなかった職員がいた場合は金額が異なると考えてよいのか。	①対象者については、申請の段階で、事業者が整理することとなります。7月1日以降は勤務日数に含まれません。 ②感染した利用者は又濃厚接触者である利用者との接触により金額の違いが生じるのは訪問系サービスのみです。
12	給付対象	コロナ発生時点から6月30日までに、サービス提供実績が全くない事業所の場合、「慰労金」の対象外という理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。
13	給付対象	支給対象者の「通算して10日以上勤務した者」とは、1人の意思疎通支援者が、10日以上派遣された場合に対象となるということか。 (緊急事態宣言期間中、障がいのある人も外出を控えていたため派遣依頼そのものが例年より少ない傾向にあると考える。また、登録の意思疎通支援者の中から都合のつく者を派遣しており、1人の意思疎通支援者が、緊急事態宣言期間中に10日以上派遣されるというのは、現実的ではないと考える。障がい福祉サービス事業所のように常に事業所に居るわけではないため、同じ要件は馴染まないのではないかなと思う。)	お見込みのとおり。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 Q & A

No.	分類	質問内容	回答
14	給付対象	地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、慰労金の対象となっておりますが、対象者としての条件の考え方について「10日間以上勤務」とありますが、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣については、10回以上の派遣という解釈でよろしいでしょうか。また、派遣時間については問わないということでもよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。ただし、1日複数回の派遣については、1回となります。
15	給付対象	慰労金の対象事業所について、国や地方公共団体（独立行政法人国立病院機構を含む。）が運営するものも補助対象として良いか。また、地域生活支援事業においても同様の扱いとして良いか。	お見込みのとおりです。
16	給付条件	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の趣旨は、どのような業務内容を指すのか具体的にお願いします。また、同一建物内の施設・事業所等に勤務している職員であっても上記趣旨に合致しない場合は、対象にならない者もいると解してよいでしょうか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。継続して提供とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えありません。なお、最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。
17	給付条件	慰労金の支給について、「利用者と接する」はどこまで含まれるか。また、その対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象となるのか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。また、利用者との接触する日が1日でもあれば対象となります。
18	給付条件	慰労金の支給対象となる地域生活支援事業の対象事業は何か。	慰労金の支給対象となる地域生活支援事業の対象事業は、通所系、入所系、訪問系、相談系などの障害福祉サービスに準じる以下の事業となる。 （市町村事業） 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援 （都道府県事業） 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
19	給付条件	慰労金支給事業について ・対象となる地域生活支援事業の事業者については、自治体からの要請を受けて業務を継続した場合とあるが、「自治体からの要請」とは積極的に事業を継続してくださいと依頼した場合のみが対象か。積極的に事業を継続するよう依頼はしていないが、利用の申込があり、利用の受け入れをお願いし、受け入れた事業所も自治体からの要請を受けて事業を継続した場合ととらえてよいか。	休業要請が出ていないということをもって対象として差し支えない。
20	給付条件	（20万円対象者）「感染症患者又は濃厚接触者」の終期はいつまでとなりますか。入院措置等の解除日までとなりますか。また、濃厚接触者の終期についてはどのように整理すればいいでしょうか。	感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断された時となります。 濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。
21	給付条件	「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まないと解してよいでしょうか。	含みません。
22	給付条件	「濃厚接触者」の定義について。	濃厚接触者は保健所が判断しますが、保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合について、以下に該当した場合は、対象として差し支えありません。 ①濃厚接触者である利用者に保健所から連絡が入る ②濃厚接触者である利用者が、保健所から自身が濃厚接触者であることの連絡があったことについて、事業所に報告 ③事業所がそれを認識した上でサービスを提供 ※上記について職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 Q & A

No.	分類	質問内容	回答
23	給付条件	実施要綱3(4)慰労金の支給事業について、支援対象者は「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとされているが、日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウントするということでしょうか。 例) 4月10日17時から4月11日9時までの夜勤→延べ2日間	お見込みのとおり。
24	給付条件	「障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」の対象者である障害福祉サービス事業所等での10日以上勤務実績は、1日当たりの勤務時間の長短は問わないという理解でよいでしょうか。	1日当たりの勤務時間の長短は問いません。
25	給付条件	実施要綱(4)障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、6月30日以降に感染者・濃厚接触者に対応した場合、20万円の給付は可能か。すでに5万円支給していた場合は、15万円を追加支給してもよいでしょうか。	6月30日以降に、感染者・濃厚接触者に対応した場合は当該事業の給付対象とはなりません。
26	給付額	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接触者発生日以降とありますが、発生日とは次のうち、どの日を指していますか。(感染者:発症日・陽性確定日、濃厚接触者:感染者と接触した日、事業所が認識した日、保健所が当該人物を把握した日)	患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。
27	給付額	慰労金支給事業において、「新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日」とありますが、患者又は濃厚接触者とは利用者に限るのでしょうか。事業所・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるのでしょうか。	利用者に誰も感染者・濃厚接触者がいない場合は5万円となります。
28	申請	法人単位での申請とされていますが、県をまたいで勤務している者については、勤務地が所在する都道府県がまとめて支給する取り扱いという理解でよいでしょうか。	慰労金を申請する事業所・施設が所在する都道府県が支給します。
29	申請	医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して支給するといった決まりが設けられるか。	職員の判断となります。
30	申請	障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、自主休業した施設で勤務していた場合でも、始期より6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象としてよいでしょうか。	可能です。ただし、利用者として接していることが必要です。
31	申請	障害福祉サービスと地域生活支援事業の両方を実施している事業者については、一括して国保連に請求するやり方でよいでしょうか(国保連から給付費の支払いを受けている事業者について)。両方実施している事業者であっても、地域生活支援事業分については、例外②の方法によるのか。	お見込みのとおり。 同一法人で障害福祉サービスと地域支援事業を一緒に実施している場合、可能な限り、障害福祉サービス事業所の名簿に地域生活支援事業の該当する対象者も盛り込んでいただき、効率的かつ迅速な支払いを促していただくよう、ご協力お願いしたい。
32	申請	慰労金を申請するにあたっては、慰労金受給職員一覧を法人単位でとりまとめて提出することとしている一方で、事業所ごとの申請も認めています。例えば、複数の事業所を持つ法人が事業所単位で申請する場合は、それぞれの事業所が法人単位でとりまとめた慰労金受給職員一覧表を添付の上申請するということがよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	申請	退職した者はどのように慰労金を申請するのか。	実施要綱に定める支援対象者に該当する者であって、既に障害福祉サービス事業所・施設等を退職した者については、以下のいずれかの方法により給付申請を行います。ア 対象期間(始期より令和2年6月30日まで)における勤務先による申請イ 対象期間における勤務先が所在する都道府県への直接申請※退職者からの給付申請にあたっては、いずれの場合においても、原則として、当該退職者が勤務していた障害福祉サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得する必要があります。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 Q & A

No.	分類	質問内容	回答
34	申請	退職した者については、退職した勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれかとされていますが、退職した者が県外に転出（または県をまたいで通勤していた）場合、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を有する都道府県への申請という理解でよいでしょうか。 〔例〕勤務先（A県）、退職者（B県）の場合、勤務先であればA県へ申請、個人であればB県へ申請	退職した者は、対象となる施設からの申請か個人で申請となりますが、勤務先であった都道府県への申請をお願いします。
35	申請	退職者の申請にあたり、1か所の勤務だけでは日数要件を満たさない場合、複数の事業所における勤務日数を合算することは可能か。	可能です。この場合、申請書の用紙を追加して、申請者の氏名・生年月日、勤務先の名称等及び勤務先の証明を記載したものを2枚目以降に重ねてホチキスで綴じて提出してください。
36	給付方法	実施要綱（4）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業について、業務委託受託者への慰労金の支給の流れは。県が委託業者に慰労金を支払うのか。	施設・事業所が業務受託業者と調整の上、施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。
37	給付方法	慰労金の対象として派遣労働者や業務委託受託者の労働者を含めた場合、どのように慰労金を支給することになるのか。（施設等から派遣労働者等に対し直接支給することはできないと考えられるため）	施設・事業所が業務受託業者と調整の上、施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。